

BAS-0013-2403

スーパーオイルBシリーズ

パラフィン系原料用潤滑油

スーパーオイルBシリーズは、高度に精製されたパラフィン系原料用潤滑油です。各種工業製品および自動車用、工業用、船舶用等の高級潤滑油製品の基油として最適です。

●特長

パラフィン系原料用潤滑油としての諸性能はもちろんのこと、安全性についても米国OSHA基準、EU基準等の発がん性基準をクリアしており、安心してご使用いただけます。

●種類

32、46、56、68、100、150、460の7グレードがあります（数字は原則として40℃における動粘度に最も近いISO粘度グレードを表しています）。

●用途

- 各種工業製品の原料、ゴム配合油、希釈剤
- 高級潤滑油製品の基油（自動車用、工業用、船舶用、グリース用等）

●荷姿

ローリー、200lドラム

●スーパーオイルBシリーズの代表性状

| 種類 | 32 | 46 | 56 | 68 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 色 (ASTM) | L0.5 | L0.5 | L0.5 | L0.5 |
| 密度 (15℃) g/cm ³ | 0.8651 | 0.8739 | 0.8764 | 0.8797 |
| 動粘度 (40℃) mm ² /s | 27.42 | 46.87 | 56.79 | 68.47 |
| 動粘度 (100℃) mm ² /s | 4.955 | 6.962 | 7.848 | 8.820 |
| 粘度指数 | 105 | 105 | 103 | 101 |
| 引火点 ℃ | 226 | 242 | 246 | 254 |
| 流動点 ℃ | -12.5 | -10.0 | -10.0 | -10.0 |
| アニリン点 ℃ | 102.1 | 105.7 | 107.1 | 108.3 |
| DMSO抽出物量 % | 3未満 | 3未満 | 3未満 | 3未満 |
| 消防法危険物分類 | 第4石油類 | 第4石油類 | 第4石油類 | 第4石油類 |

| 種類 | 100 | 150 | 460 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 色 (ASTM) | L0.5 | L1.5 | L2.5 |
| 密度 (15℃) g/cm ³ | 0.8846 | 0.8889 | 0.9014 |
| 動粘度 (40℃) mm ² /s | 97.88 | 152.5 | 497.7 |
| 動粘度 (100℃) mm ² /s | 10.95 | 14.89 | 32.26 |
| 粘度指数 | 96 | 97 | 96 |
| 引火点 ℃ | 272 | 284 | 324 |
| 流動点 ℃ | -10.0 | -10.0 | -10.0 |
| アニリン点 ℃ | 110.3 | 114.4 | 124.8 |
| DMSO抽出物量 % | 3未満 | 3未満 | 3未満 |
| 消防法危険物分類 | 第4石油類 | 第4石油類 | 可燃性液体類 |

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変更場合があります。(2024年3月)



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

| | |
|------------|---|
| 成分： | 石油系炭化水素 |
| 絵表示： | なし |
| 注意喚起語： | なし |
| 危険有害性情報： | なし |
| 注意書き： 安全対策 | <ul style="list-style-type: none">• 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。• 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。• 眼に入れないこと。飲み込まないこと。• 取り扱い後はよく手を洗うこと。• この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 |
| 応急措置 | <ul style="list-style-type: none">• 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。• 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。• 眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。• 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。 |
| 保管 | <ul style="list-style-type: none">• 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。• 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。 |
| 廃棄 | <ul style="list-style-type: none">• 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。• 不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。 |